

福岡県公報

平成二十五年八月三十日
第三千五百二十六号
増刊
①

目次

選挙管理委員会

○公職の候補者等が使用し得る演説会施設の指定の一部改正

(市町村支援課) …………… 一

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第八十八号

公職の候補者等が使用し得る演説会施設の指定(昭和五十三年一月福岡県選挙管理委員会告示第二号)の一部を次のように改正する。

平成二十五年八月三十日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

指定した施設の表大刀洗町の項中

大刀洗町就業改善センター	大刀洗町大字本郷六二五番地の一
1 大刀洗町南部コミュニティセンタ	〃 大字上高橋七三四番地の一
大刀洗町就業改善センター	〃 大字山隈一七一一番地の三
大刀洗町ふれあいセンター	〃 大字本郷二八四八番地の一
憩いの園大堰交流センター	〃 大字守部五〇四番地の一

を

大刀洗町就業改善センター	大刀洗町大字本郷六二五番地一
大刀洗町南部コミュニティセンタ	〃 大字上高橋七三四番地一
大刀洗町就業改善センター	〃 大字山隈一七一一番地三
大刀洗町ふれあいセンター	〃 大字本郷二八四八番地一
1 大刀洗町憩いの園大堰交流センタ	〃 大字守部五〇四番地一

に改める。